

第4号議案

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会
常任委員会への委任事項

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会会則第11条第7項第1号の規定に基づき、次の事項を常任委員会に委任する。

- 1 大会の総合的な企画・運営に関すること
- 2 広報啓発、県民参加に関すること
- 3 総合開会式・閉会式、関連イベントの企画・運営に関すること
- 4 交流大会に関すること
- 5 宿泊・輸送、医事衛生、警備防災に関すること
- 6 その他会務に必要なこと